

資 料 提 供
平成 31 年 3 月 6 日
課 名：空港振興課
担 当：沖見・寺田
直通電話：082-513-4015
内 線：4015

広島空港の経営改革に係る「広島空港特定運営事業等実施方針」の公表について

1 概要

本日付で、国土交通省航空局は、平成 33 年 4 月の広島空港の経営改革に係る運営事業開始に向け、その概要を定めた「広島空港特定運営事業等実施方針*（以下、「実施方針」という）」を公表した。

これを受けて、知事のコメントを発出する。（別添「「広島空港特定運営事業等実施方針」の公表に係る知事コメント」）

なお、これにより、広島空港の経営改革（一体運営・民間委託）導入手続きが本格的に開始される。

※ 実施方針は、下記国土交通省 HP をご覧ください。

2 実施方針の概要

今回公表された「実施方針」の内容を確認したところ、県が国に対して提案した「広島空港の経営改革に係る県の基本方針(H29.3)」の内容が反映されたものであった。

【反映された主な内容】

(1) 空港周辺施設との一体的な運営

空港用地外にある、ビル施設事業者所有のエアポートホテル及び空港周辺県有施設（県営駐車場、フォレストヒルズガーデン）について、運営権者が一体的に運営することを承認

(2) 運営権者との連携

運営権者は、法定協議会のほか、広島県空港振興協議会を含む広島空港に係る官民協議会等に参画し、関係地方公共団体とパートナーシップ協定を締結

(3) 優先交渉権者が提案する事業・業務

地域との共生事業に関する事業・業務、空港の利用促進に関する事業・業務の提案を義務化

3 今後のスケジュール（予定）

- ・平成 31 年 5 月頃 募集要項等の公表（公募手続の開始）
- ・平成 32 年 6 月頃 優先交渉権者の選定
- ・平成 33 年 4 月頃 空港運営事業開始

《実施方針等掲載 URL》

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk5_000059.html（国土交通省ホームページ）

「広島空港特定運営事業等実施方針」の 公表に係る知事コメント

本日、国土交通省において、「広島空港特定運営事業等実施方針」が公表されました。

広島空港の経営改革につきましては、地元官民で議論を重ね策定した基本方針や地元官民で構成する空港経営改革推進委員会からの提言を踏まえ、国に対して様々な提案を行ってきたところですが、今回の実施方針は、我々の提案が反映された内容となっているものと考えております。

この公表より、広島空港の経営改革がいよいよ本格的に始まることとなりますが、空港運営権者から地元にとって有益なしっかりとした事業提案を頂くことで、この経営改革がより地域の活性化に資するものとなるよう期待しています。

県といたしましても、運営権者や国、地域の関係者と緊密に連携を図りながら、広島空港が中四国地方の拠点空港として更に発展していくように努めてまいります。

平成31年3月6日
航空局航空ネットワーク企画課

広島空港運営の民間委託 平成33年4月から開始 ～中四国地方の拠点空港としてのさらなる活性化に向けて～

国土交通省は、民間のノウハウを活かして広島空港の利用促進・サービス向上を図るため、平成33年4月から広島空港の運営を民間に委託することを決定し、事業の概要等を定めた「実施方針」を策定しました。

広島空港の運営の民間委託は、中四国地方の拠点空港として国内外の都市との航空ネットワークを拡大するとともに、広域観光の拠点としてさらなる活性化を目指すための取組です。

滑走路とターミナルを民間企業に一体運営させることにより、民間のノウハウを活かして、利用者サービスの向上や地域の活性化を図ることを狙いとしています。

1. 実施方針の概要

- ・ 公共施設等の管理者等：国土交通大臣
 - ・ 事業期間：30年間（不可抗力等による延長含め最長35年間）
 - ・ 事業範囲：空港運営等事業、ターミナルビル事業、駐車場事業 等
 - ・ 事業方式：国は、公募により運営権者を選定
運営権者は、滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を一体的に実施
国は、公共施設等運営権を設定し、運営権者より運営権対価を収受
- ※実施方針等は、http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk5_000059.html よりダウンロード可能です。

2. 実施方針に関する説明会の実施

本実施方針に関する説明会を平成31年3月14日（木）に開催いたします。説明会に関する詳細や申込方法等については別紙をご参照ください。

3. 実施方針に関する意見の受付

本実施方針に関し、平成31年3月15日（金）10:00より同月29日（金）15:00までの期間で意見を受け付けます。意見の提出方法等については別紙をご参照ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 平成31年 5月頃 募集要項等の公表
- ・ 平成32年 6月頃 優先交渉権者の選定
- ・ 平成32年 8月頃 実施契約の締結
- ・ 平成32年 10月頃 ビル事業および駐車場事業の開始
- ・ 平成33年 4月頃 空港運営事業開始

【問い合わせ先】

航空局航空ネットワーク企画課 空港経営改革推進室 安井、奥山、石山

連絡先：03-5253-8111（内線49-190、49-119、49-134）

03-5253-8714（直通） 03-5253-1658（FAX）

実施方針に関する説明会及び意見の受付について（詳細）

実施方針に関する説明会

- ・開催日時：平成31年3月14日（木）17:30～
- ・開催場所：東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
中央合同庁舎3号館10階共用会議室A
- ・申込方法：説明会への参加を希望する場合は、受付期限までに「（別添1）実施方針に関する説明会の参加申込書」を公募アドバイザーへ電子メールにて送信の上、説明会会場において原本の提出をお願いいたします。参加申込書は、Microsoft Excelにより作成ください。なお、会場での申込みの受付はいたしません。
- ・提出先（公募アドバイザー）：PwCアドバイザリー合同会社
インフラ・PPP部門 広島空港担当チーム
（電子メールアドレス：pwcadvisory.hij@jp.pwc.com）
- ・受付期限：平成31年3月13日（水）13:00まで（必着）
- ・留意事項：説明会に参加する方は、実施方針をご持参ください（会場での配布は行いません）。
また、写真撮影、ビデオカメラの使用はお控えください。
- ・取材等：カメラ撮りは、説明会の冒頭（議事開始前まで）のみ可能です。カメラ撮りを希望される方は、3月13日（水）17:00までにFAX「（別添2）冒頭カメラ撮り申込用紙」でお申し込みいただき、説明会当日17:15分までに中央合同庁舎3号館10階共用会議室Aにお集まりください。

※取材についての問い合わせは以下までお願いいたします。

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 石山、岡田

連絡先：03-5253-8111（内線 49-134、49-133）

03-5253-8714（直通） 03-5253-1658（FAX）

実施方針に関する意見の受付

- ・受付期間：平成31年3月15日（金）10:00より
平成31年3月29日（金）15:00まで（必着）
- ・提出方法：実施方針に関する意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針添付の様式-1により、意見書を日本語で記入し、電子メールにより公募アドバイザーに送信してください。なお、意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地

位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにするようお願いいたします。

意見書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載ください。なお、電子メール以外の方法での提出は受け付けません。

・提出先（公募アドバイザー）：PwC アドバイザリー合同会社

インフラ・PPP部門 広島空港担当チーム

（電子メールアドレス：pwcadvisory.hij@jp.pwc.com）

平成 31 年 月 日

広島空港特定運営事業等 実施方針に関する説明会の参加申込書

国土交通省航空局長 殿

商号又は名称 : _____

所在地 : _____

平成31年3月6日付で公表がありました「広島空港特定運営事業等 実施方針」に関する説明会への参加を申し込みます。

■担当者連絡先

所属部署	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	F A X
	メールアドレス

■参加者

所属部署・氏名①	〇〇〇部〇〇〇課 航空 太郎
所属部署・氏名②	〇〇〇部〇〇〇課 空港 次郎
所属部署・氏名③	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇

(ア) 会場の都合上、参加人数を制限させていただく可能性があります。

(イ) 当日は実施方針を持参してください。

「広島空港特定運営事業等 実施方針に関する説明会」

冒頭カメラ撮り申込用紙

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 石山、岡田 行

FAX : 03-5253-1658

TEL : 03-5253-8714

開催日時 : 平成31年3月14日 (木) 17:30~

開催場所 : 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
中央合同庁舎3号館10階共用会議室A

貴社名 : _____

ご担当者氏名 : _____

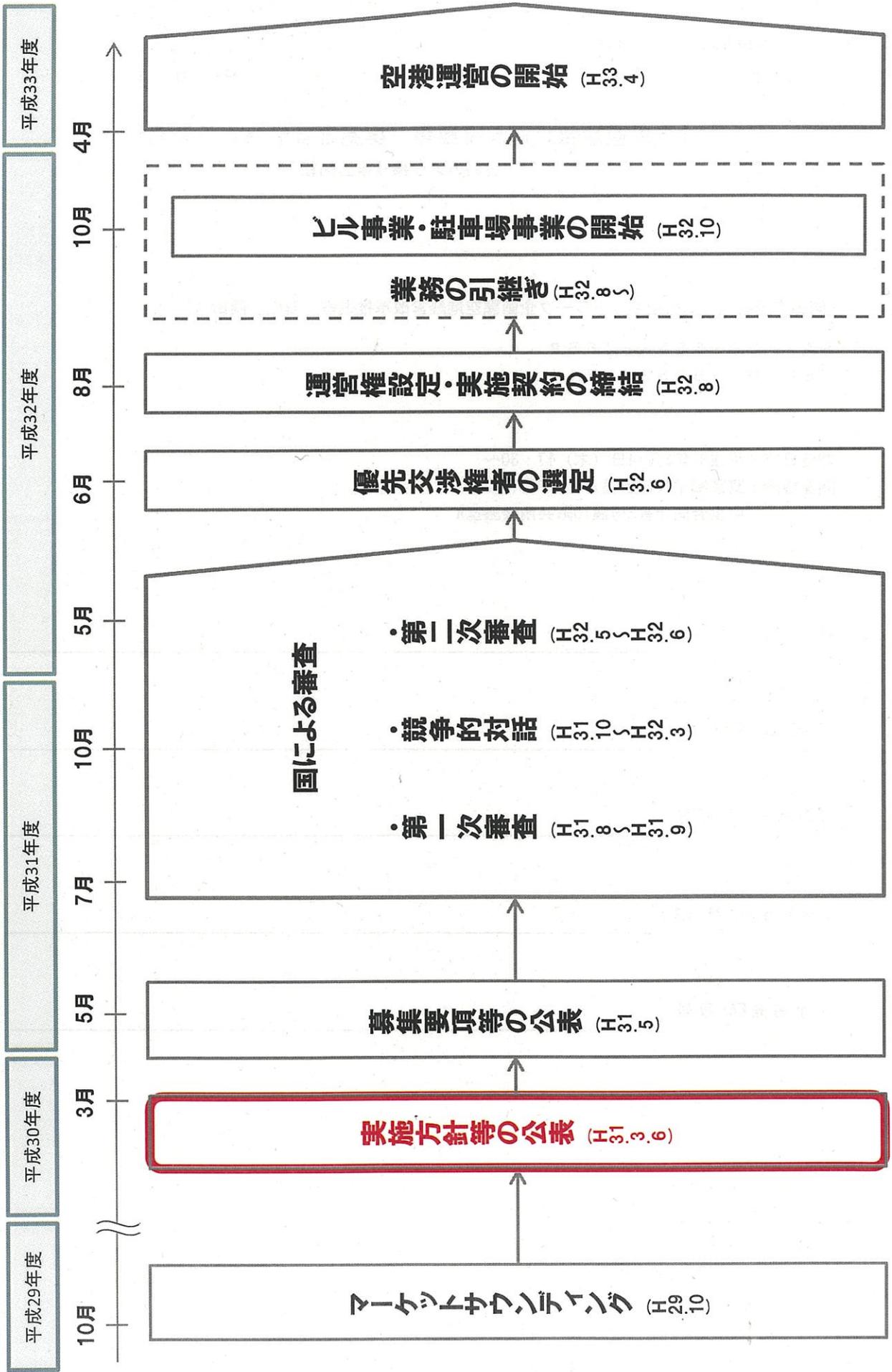
ご連絡先電話番号 : _____

ご連絡先メールアドレス : _____

ご連絡先FAX番号 : _____

広島空港運営委託に向けた想定スケジュール

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る



国土交通大臣は、広島空港において民間による運営等を実施するため、先般実施したマーケティングにおいて得られた民間事業者からの意見を踏まえ、広島空港特定運営事業等実施方針を定める(PFI法第5条第1項、民活空港運営法第5条第2項)。

本事業の概要

○ 目的

航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ、民間の資金・経営能力の活用による空港の一体的かつ機動的な経営を実現し、内外交流人口拡大等による地域の活性化を図る

○ 事業期間

30年間(十不可抗力延長で最長35年間)

○ 事業方式

- ・ 運営権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCとし、滑走路等の運営(着陸料の收受等)とターミナルビル等の運営を一体的に実施
- ・ 運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等の運営を実施、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施
- ・ 運営権者は、着陸料その他の収入を設定・收受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担(独立採算型PFI事業)

○ 本事業の範囲

- ・ 空港運営等事業 (滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・收受等)
- ・ ビル・駐車場事業 (旅客・貨物ビル施設事業、駐車場施設事業)
- ・ その他 (応募者による提案業務(地域共生事業、空港利用促進事業)等)

○ 特徴

- ・ 周辺施設(県営駐車場等)と空港を一体的に活用することを可能とする仕組み
- ・ 空港の利用促進事業として、二次交通アクセス事業者等との連携を含めた提案を受ける

運営権者の募集・選定

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る

○ 国による優先交渉権者選定手続

(H31.5～H32.6)

- ・ 有識者等で構成する審査委員会により審査(国及び広島県の代表各1名を含む数名を選任予定)
- ・ 応募者が一定の参加資格要件を満たしているかを確認の上、提案内容を2段階で採点
- ・ 競争的対話等で民間事業者との間での相互理解を醸成
- ・ 地域活性化等の実現に資する者を総合的に判断のうえ優先交渉権者を選定(運営権対価はゼロ円を上回る金額を提案(一括払い))
- ・ 優先交渉権者が設立したSPCと実施契約を締結、所要の引継ぎを実施

⇒ 上記の各手続を経た上で、平成33年度からの運営委託開始を目指す

広島空港の概要

現況

種別 : 国管理空港
 設置管理者 : 国土交通大臣
 場所 : 広島県三原市
 滑走路 : 3,000m
 旅客実績 : (国内) 264 万人
 (平成 29 年度実績値) (国際) 33 万人
 貨物取扱量 : (国内) 17,721 トン
 (平成 29 年度実績値) (国際) 438 トン
 主要路線 : (国内) 26 往復/日
 (平成 31 年 2 月時点)

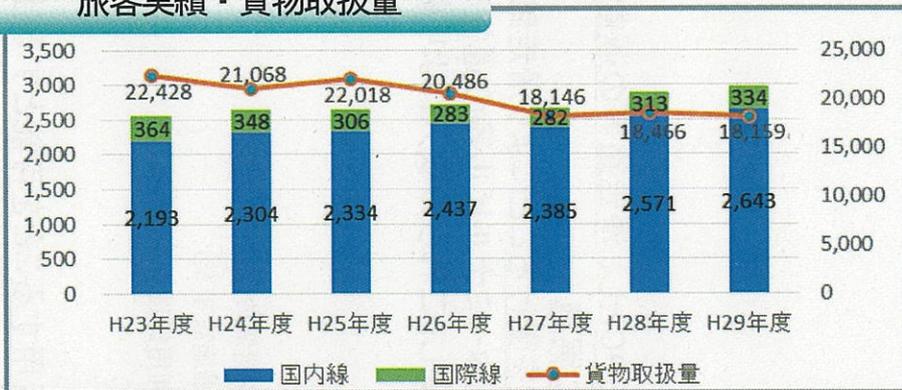


新千歳(2)、仙台(2)、東京(18)、成田(3)、那覇(1)

(国際) 33 往復/週

ソウル(5)、台北(7)、上海(7)、シンガポール(3)、
 大連(4)、香港(3)、(大連経由)北京(4)

旅客実績・貨物取扱量



沿革

- 平成 5 年 新広島空港供用開始 (滑走路 2,500m)
 旅客ターミナルビル供用開始、旧広島空港供用廃止
- 平成 6 年 広島空港へ名称変更
- 平成 13 年 滑走路延長 (3,000m)
- 平成 20 年 ILS CAT-Ⅲ 供用開始

